

## 1、埼玉中部資源循環組合・焼却炉建設の進捗

計画の進捗について聞く（住民同意・測量・環境アセスメント・設計等

## 2、環境保全条例の見直しについて

環境保全条例は平成7年に策定された。制定当時はゴルフ場の農薬問題が住民運動レベルでは課題であった。環境基本法、その実定法として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の基準がある。事業者は、事業継続のために環境基準は順守する。が、事業のための基準は、住民にとって生活環境の改善につながらないことがある。又、法定外のものもある。

(1) この数年、企業に対しての住民からの問題提起の状況を聞く

(2) (1) で、法令基準では住民の生活環境保全ができていない案件について聞く

(3) それらのうち環境保全条例の横出し条例制定等で、「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保」できる環境改善及び事業者と住民の関係改善が図れると考えられる案件を聞く

(4) 住民生活において、環境改善の必要な課題が生じた時、町には、環境改善にいたるまでの住民と企業の協議機関の設置、事業者を指導できる処分性のある横出し条項制定し、一定の期間内に、行政が住民の生活環境保全にかかわらざるを得ない条項が生活環境保全には必要である。考えを聞く

## 3、職員人事について

(1) 法の制定・改廃にあわせて、町事業も変わっていく。全町事業を通じて、担当分野の専門職を置き、その専門職は、その分野に半永続的に配置する必要があると考える。専門職として半永続的に配置することで他の職員を配置変えしても、法改廃後の継続性を伝えることができる。

現職員配置では、エキスパートの存在の位置づけがないと思われるが考えを聞く

(2) 平成26・27年度時間外勤務が多かった部門を聞く。それについての対応を聞く

## 4、審議会・町長の私的諮問機関の人選について

審議会メンバー等を見ると、選任される方が、同じメンバーが続くことがある。

各住民団体の役職を依頼すると、多くの審議会に同じ人が続くことがある。

審議会メンバー等の選考基準をについて、若い人・女性を加えるための考え方を聞く

## 5、空家対策

空家についての調査を2年前に行った。が、高齢化・環境変化で空家状況が変化している。

毎年の調査が必要である。空家に関する情報を地域から得られるシステムづくりについて  
聞く

## 6、教育大綱の在り方

(1) 制定の経過

(2) 活用する計画について